指定障害児通所支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局 障害児福祉保健課長 遠藤 文哉

平成30年度 指定障害児通所支援事業所集団指導について (通知)

標記の件について、障害児通所支援サービス等の質の確保及び障害児通所支援給付の適正化を図ることを目的として、児童福祉法第21条の5の22に基づき、平成30年度の集団指導を次のとおり開催しますのでご出席ください。

1 日時・場所

平成31年3月25日(月)【午前の部】9時30分~12時30分(終了予定) ※開場 9時10分予定 【午後の部】13時30分~16時30分(終了予定) ※開場 13時10分予定 ※午前・午後で2回実施 内容は同じです。どちらかに必ず出席してください。 各回、お席に限りがあります。参加希望回への申込みをお願いします。

横浜市鶴見公会堂 講堂 (鶴見区豊岡町2-1 フーガ1号館6・7階) (※準備の都合上、開場時間前には来場されないようご注意ください。)

2 出席義務者

横浜市で指定を受けている障害児通所支援事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス)の 管理者・児童発達支援管理責任者

(※出席義務者に加えて、参加を希望する方も出席可能)

- 3 指導内容(予定)
 - (1) 平成30年度実地指導結果と平成31年度実地指導実施方法について
 - (2) 運営上の留意事項と新年度の報酬区分について
 - (3) 障害児相談支援事業所との連携について
 - (4) 「障害児通所支援事業所運営上のリスクマネジメントについて」講師:弁護士 佐賀悦子氏 ※【午後の部】は当講義から開始します。
 - (5) その他

4 持ち物 (必須)

(1) 集団指導用資料

「障害福祉情報サービスかながわ」の「横浜市からのお知らせ」のページに、3月第3週後半に掲載予定(※一読の上、ご持参ください。当日の資料配布はありません。)

- (2) 筆記用具
- (3) 参加申込受付完了メール (印刷してご持参ください) …当日受付で提出いただきます ※スマートフォンのメールアドレス等で申込みをされ、印刷ができない場合は、当日画面の提示 と、受付票を記入いただきます。当日の受付・ご入場までにお時間をいただく可能性があること から、なるべく印刷ができる方法での申込みを推奨します。

(裏面あり)

5 申込みについて

電子申請システムの専用フォームで、参加希望回の申込みをお願いいたします。

- (1) 申込受付期間 2月12日 9時 から 3月15日 17時15分 まで
- (2) HPアドレス (申請受付期間以外の時間はアクセスできません)

https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=sidou3103

スマートフォン (二次元コードをご利用ください)



(3)一回の申込みで、1人分の申込みができます。

1事業所で複数人の参加の場合は、複数回申込みをお願いします。 お一人につき1通、参加申込受付完了メールが届きますので、印刷の上ご持参ください。

※メールアドレスの入力間違いにご注意ください。

6 留意事項

- (1) 集団指導のため、欠席や遅刻・早退は認められませんのでご注意ください。
- (2) 会場の駐車場はご利用できません。
- (3) 申込み期間後も、席に余裕がある場合は申込み期間を延長することがあります。 その際は、障害福祉情報サービスかながわを通じて、ご案内します。

連絡先:横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

柄、青木、笠木、石川、藤田

電話: 0 4 5 (6 7 1) 4 2 7 9 FAX: 0 4 5 (6 6 3) 2 3 0 4

案 内 図

【交通案内】

